

⑥工事の実績報告

浄化槽設置工事が完了したら、1ヶ月以内又は3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

添付書類について

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
⇒設置した浄化槽の、保守点検と清掃を依頼する業者様と補助金申請者様の契約書の写しをご提出ください。保守点検と清掃の委託先が同じ場合、契約書が1枚になることがあります。詳しくは工事業者様やメーカー様にお問い合わせください。
- (2) 工事の出来高明細書及び工事費請求書又は領収書の写し
⇒工事業者様やメーカー様にお問い合わせください。
- (3) 工事を行った浄化槽設備士が自ら工事の確認を行ったことを証するチェックリスト
⇒工事業者様にお問い合わせください。
- (4) 浄化槽設置配管完了図
⇒工事業者様やメーカー様にお問い合わせください。
- (5) 工事の工程ごとの写真
⇒工事業者様にお問い合わせください。
- (6) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便所の撤去工事の写真
⇒工事業者様にお問い合わせください。
- (7) 撤去した既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（撤去処分費の補助を受ける場合）
⇒工事業者様にお問い合わせください。
- (8) 配管工事の写真（配管工事費の補助を受ける場合）
⇒工事業者様にお問い合わせください。
- (9) 補助金交付決定者が浄化槽設置工事及び配管工事の完了を確認している写真の入った別紙確認報告書
⇒確認報告書の「1 設置場所」に高知市以後の住所を記入し、「2 浄化槽設置者」には補助金申請者様の氏名を記入してください。「確認状況写真」の欄は、補助金申請者様が写った写真を貼ってください。写真については工事業者様にお問い合わせください。

※添付書類の一覧にはありませんが、「浄化槽工事完了・設置使用状況報告書（第6号様式）」をご記入いただき、あわせて提出してください。「浄化槽工事完了・設置使用状況報告書（第6号様式）」は①の副本返却時に同封しておりますが、高知市環境保全課ホームページからもダウンロード可能です。

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/67/reiwa6joukasoutodokedeyousiki.html>)

※実績報告書の様式は高知市環境保全課ホームページよりダウンロード可能です。

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/67/r8-joukasousyouene.html>)

同じページに記載例も掲載しておりますので、参考にしてください。

(次ページへ)

※浄化槽工事の中で、高知県浄化槽施工マニュアルに沿っていない部分があれば、申請者様宛の顛末書等の提出を工事業者様へ依頼してください。申請者様は、提出された顛末書等を添付し、申出書を実績報告書と合わせてご提出ください。

○工事完了検査について

提出書類の審査が完了しましたら、環境保全課の職員が完了検査のため現地へお伺いいたします。事前に日程調整のため高知市環境保全課（088-823-9471）からお電話いたしますので、ご対応をよろしくお願いします。

- 完了検査は平日の9：00～16：30に実施いたしますのでご了承ください。
- 該当の物件にお住いの方の立会が必要となります。

完了検査の内容は、

- ・外観検査
- ・浄化槽のマンホールを開けて、建物内の各水周りから水を流していただき、配管の接続確認
(お家の方にご協力いただく必要がございます。)
- ・浄化槽や補助金についての説明、アンケート

となりますので、30分～1時間ほどお時間を頂戴いたします。

⑦補助金交付の確定、⑧補助金の請求

完了検査が終わりましたら、数日以内に補助金額確定通知書を申請者様へ送付いたします。補助金の請求書と請求書の記載例を同封いたしますので、記載例を参考にご記入のうえ、同封の返信用封筒に切手を貼って速やかにご返送ください。

※要注意※

浄化槽を設置した住所へは、補助金請求時又は3月10日のいずれか早い日付までに居住していただく必要があります。請求書には住所をご記入いただきますが、浄化槽を設置した住所と同一でなければいけません。工事前から該当の住所にお住まいでない場合は、請求書の提出前に住民票の異動をお願いいたします。

⑨補助金交付(口座振込)

請求書をご提出いただき、環境保全課に届いてから30日以内に、ご指定いただいた口座へ補助金をお振り込みいたします。お振込み後の通知等はいたしませんので、請求書を提出いただいてから1カ月ほどで、通帳記入等によりご自身でご確認ください。